

【営農改善事業資金の種類及び貸付期間】

貸付対象事業	変更前の貸付期間		変更後の貸付期間※		変更点
	据置期間	償還年数	据置期間	償還年数	
乗用トラクター、耕うん整地用機具、栽培管理用機具、収穫調製用機具、畜産用機具、運搬用機具、除雪機及び融雪剤散布機の購入に要する資金	2年以内	7年以内	2年以内	7年以内	
農用地取得に要する資金	3年以内	10年以内	3年以内	10年以内	
災害による被害農業者の経営維持に要する資金	3年以内	10年以内	3年以内	10年以内	
ハウス、加温施設、散水設備及びたい肥盤の設置に要する資金	3年以内	10年以内	<u>2年以内</u>	<u>7年以内</u>	期間の短縮
農業用倉庫、農機具格納庫、作業場、直売施設、小規模集出荷施設及び加工用施設の設置並びに土地改良事業に要する資金	7年以内	15年以内	<u>2年以内</u>	<u>7年以内</u>	期間の短縮
6次産業化に係る農業関連附帯事業導入に要する資金	7年以内	15年以内	<u>3年以内</u>	<u>10年以内</u>	期間の短縮
苗及び球根の購入に要する資金	—	1年以内	—	—	廃止
乳牛の購入に要する資金	2年以内	4年以内	—	—	廃止
肥育用肉牛購入に要する資金	—	1年以内	—	—	廃止
産卵用鶏購入に要する資金	—	1年以内	—	—	廃止

※平成31年4月1日以後に貸付けを受ける営農改善事業資金及び当該資金に係る利子補給について適用します。